

～オールしばたで！目指せ！2050年ゼロカーボンシティ～

新発田市チャレンジゼロカーボン
支援事業者登録制度の手引き
(R8 年度版)



新発田市環境衛生課 生活環境係

目 次

制度の趣旨と概要.....	2
認証資格.....	2
登録事業者としての責務.....	3
申請書類・受付.....	3
登録までの流れ.....	4
その他の注意事項.....	5

制度の趣旨と概要

新発田市は、2050 年のゼロカーボンシティ実現を目指し、市民や事業者等の再エネ・省エネ設備の導入促進を図るため、導入にあたっての業者選定の参考となるよう、当市の脱炭素社会推進の取組に参画する施工事業者を、「登録事業者」として認定します。

認証資格

「登録事業者」として認定を受けるにあたっては、以下の条件のいずれかを満たす必要があります。

- 市内に本社又は事業所等を有する法人又は個人事業主で、新発田市脱炭素社会推進パートナーシップ※に参画していること。
- 新潟県内に本社又は事業所等を有する法人又は個人事業主で、新発田市脱炭素社会推進パートナーシップに参画し、かつ、再エネ・省エネ設備等の販売、施工の全部又は一部を市内に本社又は事業所等がある事業者へ委託等を行っていること。

また、上記のほか、以下の条件のすべてに該当しない事業者が対象です。

- 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者。
- 登録事業者の認定を取り消され、又は電気工事業の業務の適正化に関する法律その他関係法令に違反し、処分等を受けた者であって、その処分等の日から 2 年を経過しないものと認められる者。
- 市税の滞納がある者。
- その他市長が適当でないと認められる者。

※新発田市脱炭素社会推進パートナーシップって？

当市では、脱炭素社会の構築に向けて、地元企業や団体、金融機関など多様な主体が連携・協働して、再生可能エネルギーの活用や省エネルギーによる脱炭素化の取組を通じて脱炭素経営を促進することを目的として、それぞれが持つ課題や情報を共有し、事業者等の脱炭素化を支援する、「**新発田市脱炭素社会推進パートナーシップ**」を設立しました。

県内企業であれば参加可能ですので、詳しくは下記 URL をご覧ください！

<https://www.city.shibata.lg.jp/kurashi/gomi/chikyu/1024666/1024662.html>



登録事業者としての責務

登録事業者として、以下を遵守し、適切に事業を行う必要があります。

- ・ 電気工事業法その他の関係法令を遵守し、再エネ・省エネ設備等の設置に係る業務を適切に行うこと。
- ・ 市交付要綱に基づく補助金に係る再エネ・省エネ設備等の相談、見積書の作成及び当該補助金の申請又は実績報告の作成等の支援の依頼があった場合は、誠意をもって対応すること。
- ・ 見積り、現地調査、技術的な問合せへの対応及び補助金の申請又は実績報告の作成支援は、無料とすること。
- ・ 設置した再エネ・省エネ設備等の処分の相談があった場合は、登録事業者が自ら処分し、又は処分に関連する事業者等を紹介するなど、誠意をもってこれに対応すること。
- ・ 登録事業者が自ら太陽光発電設備を処分する場合は、環境省の定める「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン(第三版)」を厳守すること。

申請書類・受付

○申請書類

- ・ 登録申請書(第1号様式)
- ・ 申請事業者概要書
- ・ 市内又は新潟県内に本社または事業所等を置くことが確認できる書類(履歴事項全部証明書など)
- ・ 市税の未納がないことが確認できる書類

○申請の受付

申請の受付は隨時行いますので、上記の書類を揃えて下記までご提出ください。

問合せ・受付窓口

新発田市環境衛生課 生活環境係(新発田市中央町 3-3-3 ヨリネスしばた1階)

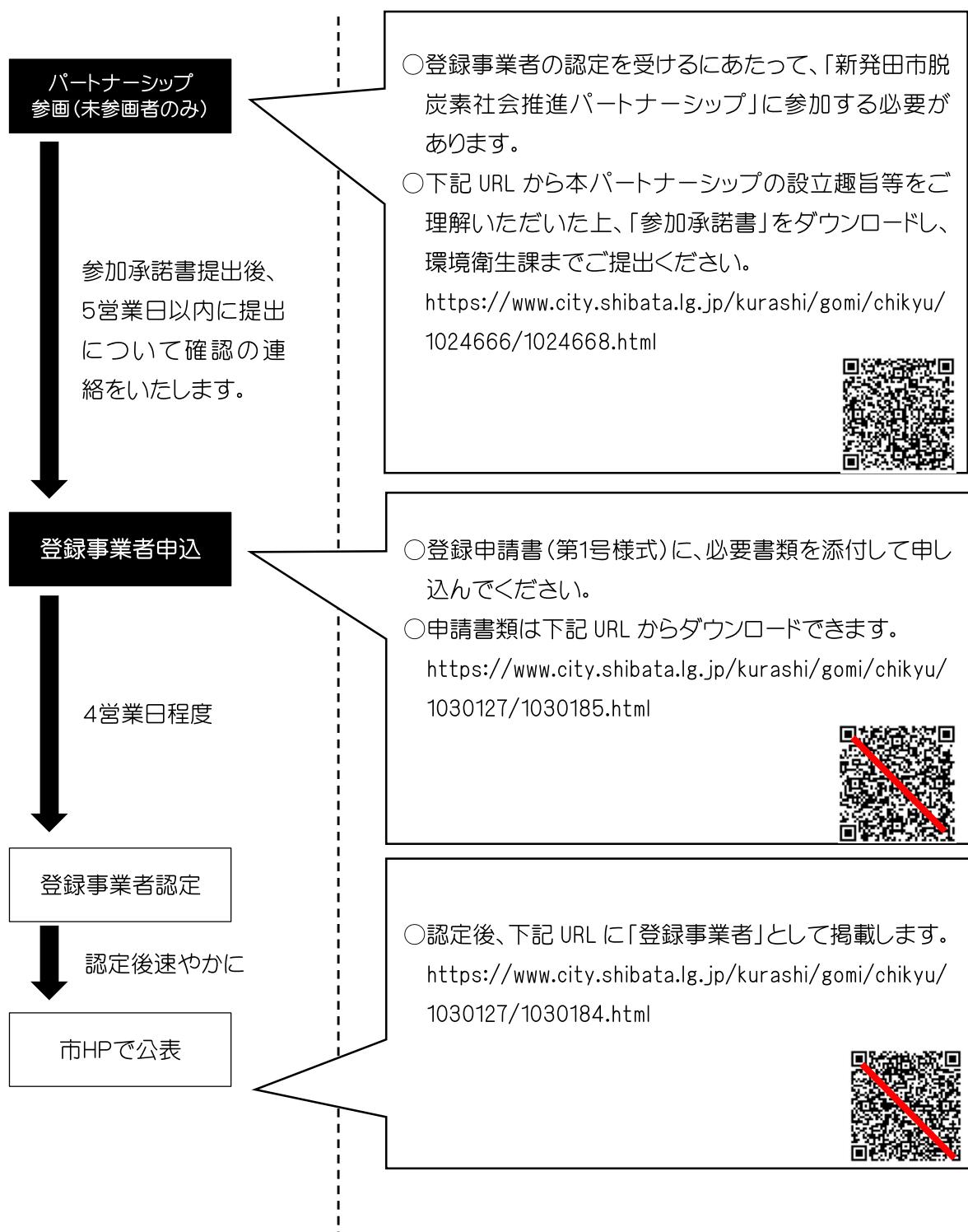
電話:0254-28-9120(直通) メール:kankyou@city.shibata.lg.jp

申請様式は下記 URL からダウンロードするか、環境衛生課窓口にて取得してください。

<https://www.city.shibata.lg.jp/kurashi/gomi/chikyu/1030127/1030185.html>



登録までの流れ



その他の注意事項

○免責事項

市では、登録事業者が行う取引、契約等に一切関与しないこととし、市交付要綱に基づく補助金に関して、個人、事業者等の間で生じたトラブル及び損害等について、いかなる責任も負いません。

○登録事業者の位置づけ

本制度は、登録事業者を認定するにあたって、市が事業者を評価し、その他の事業者と比較して、その優位性を保証したり、推奨するものではありません。

○登録の取消し

登録事業者が、次のいずれかに該当する場合は、市はその登録を取消します。

- ・実施する事業内容が、「新発田市脱炭素社会推進パートナーシップ設立趣意書」の内容及び本制度実施要領の規定に則さないと認められるとき。
- ・不正の手段により登録を受けたと認めるとき。

問合せ・受付窓口

新発田市環境衛生課 生活環境係(新発田市中央町 3-3-3 ヨリネスしばた1階)

電話:0254-28-9120(直通) メール:kankyou@city.shibata.lg.jp